

日本外交文書

巴里講和會議經過概要

外務省

例言

一、昭和十一年、「日本外交文書」第一巻の刊行を始めて以来、終戦を含み現在まで三十有余年を経過したが、戦前外務省庁舎は再度の火災を蒙り、そのため焼失した記録も少なくない。しかし戦後記録以外の調査書類で、幸いに難を免れたものの中には焼失記録の欠漏を補填し得ると認められる記述があるので、これらの一部を、これまでも「日本外交文書」明治年間の追補として刊行してきた。

一、また目下「日本外交文書」の編さん、刊行は、すでに明治年間を終り、大正年間に入っているが、この時代になると、国際関係はますます複雑多岐にわたる一方、日本の国際地位も向上するため、一見日本に余り関係のない外交上の諸問題もおのずと影響を及ぼしてくることになる。ここにおいて「日本外交文書」の編さんも日本と諸外国との直接的な関係文書を収録するだけでは不十分で、その背景となる国際的な諸問題にまで収録の巾を広げねばならぬが、現在の限られた巻数では、そのすべてを収めることができない状態である。こうした傾向を幾分とも緩和させ、「日本外交文書」本巻を、より広汎な視野から理解するため大正年間の追補として本書を公刊することとした。

一、本書は大正八年バリ講和会議開催の時期にあたって、外務省政務局が同会議全般の進行状況を早急に把握するため、実務上より電報その他をもとにして作成した「千九百十九年巴里講和会議ノ経過ニ関スル調査」「其ノ一」より「其ノ十」までを原本に忠実に謄写したものであるが、冗長な文書を二、三省略したため、幾分編さん技術上の操作を加えた以外は、何等改竄を行っていない。文中カッコ内に空白の箇所が見られることや、その他仮名使い、翻訳、用語など区々不体裁な点もあるが、そのままとした。

目次

一、千九百十九年巴里講和會議ノ經過ニ関スル調書（其一）自一月十二日 會議開始至一月三十一日……………	一
二、同（其二）自二月一日至二月十日……………	七五
三、同（其三）自二月十一日至二月二十八日……………	一四七
四、同（其四）自三月一日至三月十五日……………	二九九
五、同（其五）自三月十六日至三月三十一日……………	四一三
六、同（其六）自四月一日至四月十五日……………	五六一
七、同（其七）自四月十六日至四月三十日……………	六七七
八、同（其八）自五月一日至五月十五日……………	八二七
九、同（其九）自五月十六日至五月三十一日……………	九四五
十、同（其十）自六月一日至六月三十日……………	一六五